

いのちと健康の保障

セット共済

団体生命共済

団体定期生命共済

【契約期間】
一斉募集：
2026年1月1日～2026年12月末までの1年契約
随時募集：
中途加入発効日～2026年12月末まで
※共済期間中の増口・減口・解約は原則できません。

団体生命共済のポイント

1 団体生命共済の掛金改定を行ないます。現役世代を中心に掛金が引き下がります。（詳細はP.13をご参照ください。）
2 月払+200円（年払は+2,300円）で個人賠償責任共済付帯可能！（詳細はP.24をご参照ください。）
3 組合員本人は、全員一律加入口数であれば、健康状態に関わらず加入できます。
4 加入手続きは簡単。健康告知は自己申告となります。
5 満59歳までに加入で退職後も満85歳まで継続できます。
6 ご家族（配偶者・子ども）も加入できます。

全員一律加入の特典　（組合員本人）

■組合員本人は、健康告知注）に該当する場合も、全員一律加入口数（基本契約40口、傷害特約40口、病気入院特約30口）まで、健康状態に関わらず加入いただくことができます。共済金の削減支払もありません。「たすけあい」ならではの特典です。（満60歳以上の方は新規加入・増口はできません）

注）健康告知
質問事項についてはP.14をご参照ください。

※配偶者については、2009年1月の新規加入から「健康な方」のみ加入可能となりました。
※白ろう病のみを原因として質問事項（P.14）に該当する方も全員一律加入口数までは新規加入できます。（白ろう病認定者の告知が必要です）

※全員一律加入とは..

「働く仲間同士の相互のたすけあい」をかたちにした仕組みです。組合員が一律で加入する契約形態で、健康状態に関わらず加入できます。

ご加入いただける方

■林野労組組合員、職域組合員、全山労組合員とその配偶者、組合員と生計を一にする満24歳までの未婚の子ども。
加入申込日時点で健康な方。
なお、共済期間の途中での新規加入はできますが、増口・減口および解約はできません。
〈ご注意〉団体専用となっていますので、親族組合員および地域組合員は新規に加入することはできません。こくみん共済(P.29～)への加入をおすすめします。

全員一律加入口数と加入限度口数について

年齢グループ	【組合員本人】(一律部分は有告知無審査)				【配偶者】(有告知有審査)			
	全員一律(最低)加入口数		加入限度口数		一律(最低)加入口数		加入限度口数	
	基本契約 傷害特約	病気入院 特約	基本契約 傷害特約	病気入院 特約	基本契約 傷害特約	病気入院 特約	基本契約 傷害特約	病気入院 特約
満15歳～満45歳	40 口	30 口	300 口	30 口	30 口	30 口	150 口	30 口
満46歳～満59歳	40 口	30 口	300 口	30 口	30 口	30 口	150 口	30 口
満60歳	40 口	30 口	200 口	30 口	30 口	30 口	150 口	30 口
満61歳～満70歳			40 口	30 口			40 口	30 口
満71歳～満80歳			20 口	20 口			20 口	20 口
満81歳～満85歳			10 口	10 口			10 口	10 口

年齢グループ	【子ども】(有告知有審査)			
	一律(最低)加入口数		加入限度口数	
	基本契約・傷害特約	病気入院特約	基本契約・傷害特約	病気入院特約
満0歳～満3歳	10 口	10 口	30 口	10 口
満4歳～満24歳	10 口	10 口	60 口	10 口

保障の内容

被共済者に以下の共済事由が発生したとき、共済金をお支払いします。

〈基本契約〉



①死亡・重度障がい

死亡または重度障がい(P.35参照)になった時、共済金をお支払いします。

〈傷害特約〉



②不慮の事故等による死亡・重度障がい

不慮の事故(交通事故を含む)、感染症(こくみん共済 coop が規約に定める)により死亡・重度障がいになった時、共済金をお支払いします。



③不慮の事故等による障がい

不慮の事故(交通事故を含む)、感染症により身体障がいになった時、共済金をお支払いします。



④不慮の事故による入院

不慮の事故(交通事故を含む)により、事故の日から180日以内に開始した入院をした場合、1日目から180日を限度として共済金をお支払いします。

※日帰り入院からお支払い

- 不慮の事故(交通事故を含む)を直接の原因とする共済金は、以下の要件を満たす場合にお支払いします。
  - ①共済期間中に不慮の事故が発生していること
  - ②共済期間中(更新した場合、更新直後の1共済期間含む)に不慮の事故を起因とした死亡、重度障がい、障がい、入院などの共済事由が発生していること
  - ③入院については、事故の日から180日以内に入院を開始していること
- 障がい保障の障がい等級は、労働者災害補償保険法で定める「身体障害等級支払割合表」に準じます。

〈病気入院特約〉



⑤病気等による入院

病気の治療を目的として入院した場合、1日目から180日を限度として共済金をお支払いします。

※日帰り入院からお支払い



⑥疾病障害見舞金 (詳細はP.36をご参照ください)

一定の障がい状態になった場合(満66歳未満)、病気入院特約共済金額(日額)の40倍の共済金をお支払いします。



⑦ドナー支援金 (詳細はP.36をご参照ください)

一定の要件をすべてみたす手術を受けた場合、病気入院特約共済金額(日額)の10倍の共済金をお支払いします。

白ろう病認定者の白ろう病の治療を目的とする入院については、通算90日を支払限度とします。また、白ろう病認定者の白ろう病の治療を目的とする、発効日・更新日(増額した場合の増額部分)から180日以内に開始された入院については、お支払いの対象となりません。

掛金表　赤字部分は掛金が引き下がります

■基本契約+傷害特約+病気入院特約※5（被共済者の年齢・続柄ごとに該当の表をご参照ください）

【本人・配偶者　掛金表】満15歳～満45歳

	基本契約傷害特約加入口数	掛金 月払	掛金 年払	死亡共済金/重度障害共済金 不慮の事故等による死亡/重度障がい	死亡共済金/重度障害共済金 病気等による死亡/重度障がい	障害共済金 不慮の事故等による障がい	災害入院共済金 不慮の事故による入院(日額)	病気入院共済金 病気による入院(日額)	旧掛金(参考) 月払	旧掛金(参考) 年払	差額 月払	差額 年払
本人	300口	8,580円	93,980円	6,000万円	3,000万円	80万円～1,800万円	10,000円	病気入院特約 30口 3,000円	10,080円	114,170円	-1,500円	-20,190円
	250口	7,430円	81,530円	5,000万円	2,500万円				8,680円	98,320円	-1,250円	-16,790円
	200口	6,280円	69,080円	4,000万円	2,000万円				7,280円	82,470円	-1,000円	-13,390円
	150口	5,080円	56,080円	3,000万円	1,500万円	60万円～1,350万円			5,830円	66,070円	-750円	-9,990円
	100口	3,880円	43,080円	2,000万円	1,000万円	40万円～900万円			4,380円	49,670円	-500円	-6,590円
	50口	2,480円	27,930円	1,000万円	500万円	20万円～450万円	5,000円		2,730円	31,120円	-250円	-3,190円
一律	40口	2,200円	24,900円	800万円	400万円	16万円～360万円	4,000円		2,400円	27,410円	-200円	-2,510円
配偶者※3	150口	5,080円	56,080円	3,000万円	1,500万円	60万円～1,350万円	10,000円	病気入院特約 30口 3,000円	5,830円	66,070円	-750円	-9,990円
	100口	3,880円	43,080円	2,000万円	1,000万円	40万円～900万円			4,380円	49,670円	-500円	-6,590円
	30口	1,920円	21,870円	600万円	300万円	12万円～270万円	3,000円		2,070円	23,700円	-150円	-1,830円

【本人・配偶者　掛金表】満46歳～満60歳　（満60歳は加入限度口数が200口になります。）※1※2

	基本契約傷害特約加入口数	掛金 月払	掛金 年払	死亡共済金/重度障害共済金 不慮の事故等による死亡/重度障がい	死亡共済金/重度障害共済金 病気等による死亡/重度障がい	障害共済金 不慮の事故等による障がい	災害入院共済金 不慮の事故による入院(日額)	病気入院共済金 病気による入院(日額)	旧掛金(参考) 月払	旧掛金(参考) 年払	差額 月払	差額 年払
本人	300口	13,680円	156,680円	6,000万円	3,000万円	80万円～1,800万円	10,000円	病気入院特約 30口 3,000円	15,180円	176,270円	-1,500円	-19,590円
	250口	11,680円	133,780円	5,000万円	2,500万円				12,930円	150,070円	-1,250円	-16,290円
	200口	9,680円	110,880円	4,000万円	2,000万円				10,680円	123,870円	-1,000円	-12,990円
	150口	7,630円	87,430円	3,000万円	1,500万円	60万円～1,350万円			8,380円	97,120円	-750円	-9,690円
	100口	5,580円	63,980円	2,000万円	1,000万円	40万円～900万円			6,080円	70,370円	-500円	-6,390円
	50口	3,330円	38,380円	1,000万円	500万円	20万円～450万円	5,000円		3,580円	41,470円	-250円	-3,090円
一律	40口	2,880円	33,260円	800万円	400万円	16万円～360万円	4,000円		3,080円	35,690円	-200円	-2,430円
配偶者※3	150口	7,630円	87,430円	3,000万円	1,500万円	60万円～1,350万円	10,000円	病気入院特約 30口 3,000円	8,380円	97,120円	-750円	-9,690円
	100口	5,580円	63,980円	2,000万円	1,000万円	40万円～900万円			6,080円	70,370円	-500円	-6,390円
	30口	2,430円	28,140円	600万円	300万円	12万円～270万円	3,000円		2,580円	29,910円	-150円	-1,770円

【本人・配偶者　掛金表】満61歳～満85歳 ※2

	年齢	基本・傷害加入口数	掛金(月)	掛金(年)	不慮の事故等による死亡/重度障がい	病気等による死亡/重度障がい	不慮の事故等による障がい	不慮の事故による入院(日額)	病気等による入院(日額) 30口～10口	旧掛金(参考) 月払	旧掛金(参考) 年払	差額 月払	差額 年払
本人	満61歳～満70歳	40口	5,120円	59,980円	800万円	400万円	16万円～360万円	4,000円	3,000円	5,680円	67,010円	-560円	-7,030円
	満71歳～満80歳	20口	6,620円	78,580円	400万円	200万円	8万円～180万円	2,000円	2,000円	6,520円	77,340円	100円	1,240円
	満81歳～満85歳	10口	6,740円	80,530円	200万円	100万円	4万円～90万円	1,000円	1,000円	6,590円	78,650円	150円	1,880円
配偶者※3	満61歳～満70歳	40口	5,120円	59,980円	800万円	400万円	16万円～360万円	4,000円	3,000円	5,680円	67,010円	-560円	-7,030円
		30口	4,110円	48,180円	600万円	300万円	12万円～270万円	3,000円	3,000円	4,530円	53,400円	-420円	-5,220円
	満71歳～満80歳	20口	6,620円	78,580円	400万円	200万円	8万円～180万円	2,000円	2,000円	6,520円	77,340円	100円	1,240円
	満81歳～満85歳	10口	6,740円	80,530円	200万円	100万円	4万円～90万円	1,000円	1,000円	6,590円	78,650円	150円	1,880円

【子ども　掛金表】満0歳～満24歳 ※4

	基本契約傷害特約加入口数	掛金 月払	掛金 年払	死亡共済金/重度障害共済金 不慮の事故等による死亡/重度障がい	死亡共済金/重度障害共済金 病気等による死亡/重度障がい	障害共済金 不慮の事故等による障がい	災害入院共済金 不慮の事故による入院(日額)	病気入院共済金 病気による入院(日額)	旧掛金(参考) 月払	旧掛金(参考) 年払	差額 月払	差額 年払
子ども※3	60口	1,040円	11,670円	1,200万円	600万円	24万円～540万円	6,000円	病気入院特約 10口 1,000円	1,040円	11,670円	0円	0円
	40口	720円	8,090円	800万円	400万円	16万円～360万円	4,000円		720円	8,090円	0円	0円
	30口	560円	6,300円	600万円	300万円	12万円～270万円	3,000円		560円	6,300円	0円	0円
	10口	240円	2,720円	200万円	100万円	4万円～90万円	1,000円		240円	2,720円	0円	0円

※1. 2026年1月1日時点で満60歳以上となる方は、基本契約および傷害特約の新規加入・増口はできません。
200口以上加入している組合員本人について、継続時満60歳の加入限度は200口となります。
※2. 制度上の制約から更新日時点（2026年1月1日）の年齢が、満60歳、満61歳、満71歳および満81歳となる方は、ご継続の際に加入限度口数または前年契約口数のいずれか小さい口数へ自動的に変更となります。また、満86歳となる方は継続して加入いただくことができません。
※3. 配偶者および子どもの加入は、①必ず組合員本人の加入が必要です。②組合員本人の加入口数を超えて加入できます（ただし、限度口数を超えることはできません）。
※4. 既婚または満25歳になった子どもは継続できませんので、こくみん共済（総合保障タイプ:P.31）への切り換えをお勧めしています。2年以上団体生命共済に40口以上加入している子どもは、有告知無審査で総合保障タイプ2口に加入いただけます。詳しくは当会までお問い合わせください。
※5. 傷害特約は、基本契約および病気入院特約とのセットでの加入となります。病気入院特約は、基本契約および傷害特約とのセットでの加入となります。病気入院特約は、一部の分会では加入口数の取り扱いが異なる場合がございます。

団体生命共済　健康告知にかかわる質問事項について

新規でご加入または保障額を増額される方は、申込書記入日時点の健康状態について、下記の質問事項にもとづき、申込書の質問事項欄にご記入をお願いします。質問事項欄に事実と異なることをご記入された場合、共済契約を将来に向かって解除することがあります。この際、解除までに払い込まれた共済掛金は払い戻しません。また、すでに共済金を支払っていたときは共済金の返還を求めます。

■ 被共済者となる方が、質問事項のいずれにも該当しない場合は、質問事項欄に「2[該当しない]」を記入してください。
■ 被共済者となる方が、質問事項に該当する場合は、質問事項欄に「1[該当する]」または「9[該当しない(高血圧)]」を記入してください。
■ 質問事項の結果、「1[該当する]」または「7[該当する(白ろう病認定者)]」の場合は、以下の制限があります。
＜ 組合員本人＞　全員一律加入口数(基本契約40口、傷害特約40口、病気入院特約30口)を超える新規加入または保障額の増額はできません。
＜配偶者・子ども＞　口数を問わず、新規加入または保障額の増額はできません。

質問1

現在、病気*1やけがのため、入院・安静加療*2をしていますか、または、入院・安静加療*2・手術*3・放射線治療・先進医療を要すると診断されていますか？

*1「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開・異所性妊娠(子宮外妊娠)・妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・流産等)を含みます。
*2「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。
*3「手術」には、切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーザー治療、レーシック手術、美容外科手術(美容整形手術)、帝王切開、人工中絶手術、避妊手術、臓器提供のための手術を含みます。また、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料の算定対象として定められているもののほか、自由診療によるものも含みます。ただし、抜歯や軽い切り傷等の縫合手術は含みません。

はい → 質問事項の「①該当する」に○をしてください。

いいえ

質問2

過去１年以内に、病気*1やけが(手足の骨折を除きます。)のため、連続して１４日以上の入院・安静加療*2をしたこと*4がありますか？
または、過去１年以内に手術*3・放射線治療・先進医療を受けたことがありますか？

＊１～＊３は質問１を参照してください。
＊４「連続して１４日以上の入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計１４日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で２日間の安静加療後、１０日間入院し、さらにその後自宅で２日間安静加療した場合等を含みます。

はい → 質問事項の「①該当する」に○をしてください。

いいえ

質問3

過去１年以内に、下記の傷病により、医師*5の治療*6を受けたこと、または、医師の治療*6を要すると診断されたこと*7がありますか？ただし、現在、その傷病が完治している*8場合は該当しません。

＊５「医師」には歯科医師を含みます。
＊６「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食事療法などをいいます。
＊７「医師の治療を要すると診断されたこと」には、医師による診察または健康診断・人間ドックで「下記の傷病」の疑いの指摘を受け、検査等(再検査・精密検査を含む)の結果が判明していない状態も含みます。
＊８「完治している」とは、医師から「病気やけがが治癒した」、「治療の必要がない」と診断されている状態をいいます。
「下記の傷病」とは、次に掲げるものをいいます。

がん・しゅよう	悪性新生物、上皮内新生物、良性新生物、がん、しゅよう、悪性リンパ腫、肉腫、子宮筋腫、白血病
糖尿病	
心疾患	心臓病、狭心症、心筋こうそく、心房細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、高血圧症
脳血管疾患	脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく)、脳血栓症
胃、腸の疾患	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞(イレウス)、潰瘍性大腸炎、腹膜炎、クローン病
肝臓、すい臓の疾患	肝炎、肝硬変、肝機能障害、すい炎、脂肪肝
腎臓の疾患	腎炎、腎不全、腎硬化症、多発性のう胞腎、ネフローゼ

呼吸器の疾患	肺炎、肺結核、肺気腫、肺のう胞、慢性気管支炎、気管支拡張症
精神障がい	うつ病、アルコール依存症、統合失調症、認知症、双極性障害(躁うつ病)
神経の疾患	髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィー、アルツハイマー病、てんかん、多発性硬化症、睡眠時無呼吸症候群
血管および血液の疾患	動脈硬化症、動脈瘤、下肢静脈瘤、血栓症、貧血、紫斑病、血友病
眼の疾患	白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性
脊柱、骨、関節、免疫の疾患	サルコイドーシス、椎間板ヘルニア、強直性脊椎炎、後縦靱帯骨化症、骨髄炎、骨パジェット病、関節リウマチ、こうげん病(ベーチェット病など)、免疫不全症候群

はい

いいえ

質問3で該当する傷病が「高血圧症」のみの方

つぎのⅰ～ⅳのいずれかに該当しますか？
ⅰ) 申込日(告知日)時点の被共済者の年齢が３０歳未満である。
ⅱ) 今までに高血圧症の治療を目的とする入院をしたことがある。
ⅲ) 高血圧症の原因となる疾病がある(「二次性高血圧症」と診断されている)。
ⅳ) 過去1年以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受けた際に測定した最新の血圧値が、最大１４０㎜Hg以上または最小90㎜Hg以上である。

いいえ → 質問事項の「②該当しない」に○をしてください。

はい → 質問事項の「①該当する」に○をしてください。

質問3で該当する傷病が「高血圧症」以外の方

→ 質問事項の「⑨該当しない(高血圧)」に○をしてください。※

※白ろう病認定者の方は「7[該当する(白ろう病認定者)]」を記入してください。

賠償責任が生じる「もしも」の事故に備えて！

セット共済

個人賠償責任共済

個人賠償責任共済

月払掛金	年払掛金
200円	2,300円

団体生命共済・火災共済・こくみん共済に付帯可能

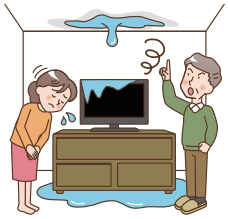
●団体生命共済、こくみん共済、または火災共済（30口以上）に加入している場合に付帯できます。（重複加入にご注意ください）



〈事例①〉自転車で他人にけがをさせた。



〈事例②〉ゴルフで誤って他人にけがをさせた。



〈事例③〉自宅で水漏れ事故を起こし、階下の他人の家に損害を与えた。

〈事例④〉買い物中、誤って商品を落として壊した。



〈事例⑤〉キャッチボールをしていて他人の家の窓ガラスを割った。



〈事例⑥〉居住している持ち家の屋根から瓦が落ち、通行人にけがをさせた。



支払事由	支払限度額
日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合 (1)日常生活における偶然な事故 (2)被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故	3億円
対人臨時費用　死亡させたとき10万円・10日以上の入院をさせたとき2万円・対人事故3,000円	

示談交渉サービスも

❶～❸のすべてを満たすときに、示談交渉サービスを利用できます。
❶「こくみん共済　coop」が示談交渉サービスを行うことについて、被共済者・損害賠償請求権者（被害者）が同意している。
❷1回の事故による法律上の損害賠償責任の総額が、3億円（支払限度額）を超えない事故である。
❸共済の対象となる賠償事故により、被共済者が損害賠償請求権者（被害者）より賠償請求を受けている。

※損害発生時点で、組合員本人（主たる被共済者）またはその配偶者と同居の親族、別居であってもこれまで婚姻歴がない未婚の子は、保障の対象です。
※借家人（被共済者）が賃借している不動産について、家主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。
※貸家の所有・使用・管理に起因する家主（被共済者）の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。
※職務従事に起因する損害賠償責任は保障の対象となりません。

■事故が発生した際は、個人賠償責任共済事故受付センター（裏表紙記載）までお問い合わせください。